

家計基準

下記の計算方法により求められる「家計評価額」が0円以下になれば、免除対象者となります。免除対象者の中で、家計評価額の低い方から順に、予算の範囲内で、免除者を選考します。

家計評価額は、次の算出式で算定します。

$$\boxed{\text{家計評価額}} = \boxed{\text{総所得金額}} - \boxed{\text{④収入基準額}}$$

$$\begin{array}{c} \uparrow \\ \boxed{\text{総所得金額}} = \underbrace{\boxed{\text{①総収入金額}} - \boxed{\text{②必要経費(控除額)}}}_{\text{所得金額※}} - \boxed{\text{③特別控除額}} \end{array}$$

① 総収入金額

学生が属する世帯の前年1年間の全収入金額を言います。(ただし、退職金等については、免除申請時から過去6ヶ月分のみ算入します。)

② 必要経費(控除額)

税金や経費等を必要経費として差し引きます。事業等所得については、確定申告書の所得金額が上記の所得金額※となります。給与収入等の必要経費は、下記の方法で計算します。

給与収入等における必要経費(控除額)の計算方法

収入金額が104万円以下	収入金額と同額
収入金額が104万円を超え200万円以下	収入金額×0.2+83万円
収入金額が200万円を超え653万円以下	収入金額×0.3+62万円
収入金額が653万円を超えるもの	258万円

③ 特別控除額

母子・父子家庭、就学者のいる世帯、障害者のいる世帯等といった家庭の事情に応じて、次表の特別控除額を控除します。

	特別の事情	特別控除額
A 世帯 を 対 象 と す る 控 除	① 母子・父子世帯であること。	490,000円
	② 就学者のいる世帯であること。	小学校児童1人につき 80,000円 中学校及び中等教育学校の前期課程生徒1人につき 160,000円 国・公立高等学校及び中等教育学校の後期課程生徒1人につき 自宅通学 280,000円／自宅外通学 470,000円 私立高等学校及び中等教育学校の後期課程生徒1人につき 自宅通学 410,000円／自宅外通学 600,000円 国・公立高等専門学校学生1人につき 自宅通学 360,000円／自宅外通学 550,000円 私立高等専門学校学生1人につき 自宅通学 600,000円／自宅外通学 800,000円 国・公立大学学生1人につき 自宅通学 590,000円／自宅外通学 1,020,000円 私立大学学生1人につき 自宅通学 1,010,000円／自宅外通学 1,440,000円

	国・公立専修学校高等課程生徒1人につき 自宅通学 170,000円／自宅外通学 270,000円 私立専修学校高等課程生徒1人につき 自宅通学 370,000円／自宅外通学 460,000円 国・公立専修学校専門課程生徒1人につき 自宅通学 220,000円／自宅外通学 620,000円 私立専修学校専門課程生徒1人につき 自宅通学 720,000円／自宅外通学 1,120,000円
③ 障害者のいる世帯であること。	障害者1人につき 860,000円
④ 長期療養者のいる世帯であること。	療養のため経済的に特別な支出をしている金額。
⑤ 主たる家計支持者が別居している世帯であること。	別居のため特別に支出している金額。ただし、710,000円を限度とする。
⑥ 火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯であること。	日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があつて、将来長期にわたつて支出増又は収入減になると認められる年間金額。
⑦ 父母以外の者で収入を得ている者のいる世帯であること。	父母以外の者の所得者1人につき380,000円。 なお、その所得が380,000円未満の場合はその所得額。 ただし、本人及び配偶者の所得については控除できない。
B 本人を対象とする控除	(附属特別支援学校の高等部) 自宅通学 190,000円／自宅外通学 380,000円 (高等専門学校) 自宅通学 210,000円／自宅外通学 420,000円 (大学の学部・大学の大学院) 自宅通学 280,000円／自宅外通学 720,000円

④ 全額免除に係る収入基準額表

学部生		大学院生(修士・専門職学位)		大学院生(博士)	
世帯人数	基準額	世帯人数	基準額	世帯人数	基準額
1人	88万円	1人	96万円	1人	132万円
2人	140万円	2人	152万円	2人	212万円
3人	162万円	3人	177万円	3人	245万円
4人	175万円	4人	192万円	4人	266万円
5人	189万円	5人	208万円	5人	288万円
6人	199万円	6人	217万円	6人	302万円
7人	207万円	7人	226万円	7人	315万円

半額免除に係る収入基準額表

学部生		大学院生(修士・専門職学位)		大学院生(博士)	
世帯人数	基準額	世帯人数	基準額	世帯人数	基準額
1人	167万円	1人	182万円	1人	254万円
2人	266万円	2人	290万円	2人	404万円
3人	306万円	3人	334万円	3人	467万円
4人	334万円	4人	364万円	4人	507万円
5人	360万円	5人	393万円	5人	548万円
6人	378万円	6人	412万円	6人	574万円
7人	395万円	7人	432万円	7人	602万円